

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系サージタンクにレベル低下が認められたため、当該タンク廻りを点検及び作業状況を調査したところ、当該タンクの排水用弁を開操作していたことによるものと判明したため、対応検討	C	
2	2号機	燃料プール冷却浄化系プールろ過脱塩器（A）プリコート戻り弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉補機冷却系主蒸気隔離弁室内局所空調機用冷却水止め弁のシートリークにより、原子炉建屋換気空調系冷却装置の膨張タンクのベント配管から水のリーク（約50.2リットル、汚染なし）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	3号機	ページング装置用スピーカの点検において、スピーカ用フレキシブル電線管の外れ（3台）が認められたため、当該電線管を取付	D	
5	3号機	ページング装置用スピーカの点検において、送受信器用コードの被覆に亀裂（2台）が認められたため、当該コードを交換	対象外	
6	3号機	ページング装置用送受信器の点検において、拡声・通話不良（1台）が認められたため、当該装置を修理	D	
7	4号機	ページング装置用スピーカの点検において、スピーカ用フレキシブル電線管の外れ（2台）が認められたため、当該電線管を取付	D	
8	4号機	使用済燃料プール水ドレン配管の主復水器ホットウェル入口弁駆動部用フレキシブル電線管の接続部に折損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	過渡現象記録装置の点検において、演算制御回路の基板に故障が認められたため、当該基板を交換	D	
10	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）用空気圧縮機（No.1）のクランクピンメタル摺動面の浸透探傷検査において、スラスト受け部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	原子炉建屋換気空調系給気ファンの運転切替え操作において、給気ファン（B）に起動不良が認められ、更に排気ファン（A）も自動停止し、当該空調系が一時的に「全停状態」となったため、対応検討	C	
12	5号機	原子炉格納容器内から当社の運転操作員が退域した際、業務用携帯電話機を紛失したため、対応検討。なお、当該電話機は、他社作業員により発見され回収済み。	C	
13	6号機	復水器（C）循環水出口温度のプロセス計算機表示データに指示値不良が認められたため、当該温度指示回路及び計算処理用ソフトウェアを点検・修理	D	
14	その他	柏崎刈羽原子力発電所の保安規定における添付資料記載内容の誤記発見事象の水平展開として、当所の保安規定を確認したところ、同様の誤記が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで